

自、主、編、成、の、課、題、と、実、現、

技術

技術科教育を前進させるために

佐々木 享

技術科が誕生して、一三年の歳月がたとうとしている。一三年間しか歴史をもっていないという教科は、現在のところ、小・中・高校を通じて技術科だけである。しかし、歴史が浅いこの教科も、六九年の学習指導要領の改訂によつても存続することになったから、中学校の教育課程のなかに、ようやく安定した位置を占めるようになったといつてよいように思われる。

短いとはいふものの、十余年の歴史を経てみると、ようやくこの教科のもつ理論上・実践上の問題点も鮮明に自覚されるようになってきた。文部省は、一九五八年の学習指導要領改訂にさいして、これを「試案」ではなく國の定める「基準」であるとし、以後一貫して学習指

導要領の基準性・拘束性を強調し、学習

指導要領のもつ理論上・実践上の問題点を批判的に研究する努力を抑圧してき

た。だから、六九年の改訂にさいして最も、技術科教育がかかえている本質的な問題点のほとんどは、何ら「改善」されなかつた。こういうわけで、今日明らかにされている技術科教育の問題点は、そ

のほとんどすべてが、自主的・民主主義

的・民主的な研究のもつ意義がますます

重要になつてゐるといわねばならない。

技術科教育のもつ多くの問題点は、教

育にたいする不当な國家統制と教育行政

の貧困という同一の根源から生れてゐる

ものであり、相互に深く関連しあつてい

るが、(一)教科の内容と教授方法、(二)教

科の教授を保証する教育条件の二つの分野

に属するものに大別することができる。

「教育課程の自主編成」が論議される多

くのばあい、研究・討議の対象となるの

は教科の内容と教授方法の領域の問題に

限られるのがふつうである(私はそれで

いいと思ってはいない)。しかし、技術

科書が二種にしばられ固定同然になつてしまつたことに示されるように、ますま

す)厳しいと考えられるから、技術科教

件が必要なのかといふ問題とが、分かれ難く結びついてゐるのである。

はじめに、教育内容と教授方法の領域に属する問題についてのべよう。

ほかの教科を研究している人ならば、奇妙にみえるかもしれないが、ここ数年

のあいだに明らかになつてきたことの一

つは、「技術・家庭科」は、はたして学習指導要領のいうような単一の教科な

かという問題である。学習指導要領は、

技術・家庭科は單一の教科であるとし、

これの「内容」を「男子向き」「女子向

き」に分けるのだと強弁してきた。そし

て教科書も「男子向き」と「女子向き」とは、ごく一部に同一の記述があくま

ていたにしても、全く別な教科書がつく

れてきたのである。

いっぽう義務教育段階の中学校で、技術・家庭科だけに男女別学を強要するのには不适当だという主張は五八年の改訂直後から、教員組合の教育研究活動や自主的な民間教育研究運動のなかに見られた。

最近数年間の動きをみると、「技術・家庭科」の男女差別に反対し男女共学をすすめようという理論はますます精緻になるとともに（拙稿「技術・家庭科の男女差別に反対しよう」、「技術教育」一九六九年六月号、七月号参照）、男女共学を実践しているという事例も數多く、公然と報告されるようになった（たとえば、岡邦雄・向山玉雄編『男女共通の技術・家庭科教育』一九七〇年）。いうまでもないことだが、既存の「男子向き」「女子向き」の内容そのままでは男女共学はできないし、男女共通の実践をしようとするとときには、男女共通に何を教えるのが必然的に問題とされるようになる。「技術・家庭科」は一つの教科だといふ文部省側のあいまいな主張ではことはすまないのである。（文部省は、いっぽうで、学習指導要領では「技術・家庭科」は单一の教科だとし、他方で、教育職員免許法関係の法令では「技術」と「家庭」とを全く別個の教科として扱っているとの矛盾には、口をつけんでいることに注意。）「技術・家庭科」という教科をどう理解するかは、たんなる理論上の問題としてだけではなく、男女共学をすすめるという課題と結びついての問題である。

で、実践上のさし迫つて解決を要する問題となってきたのである。この問題については、教育全体のなかで家庭科教育の独自の課題を追求することをめざす家庭科教育研究者連盟（家教連）が一九六六年八月に誕生し、着実にその研究・実践活動をすすめるようになったことの影響を見逃すこともできない。いまや私たちには、技術科教育と家庭科教育それぞれの独自の課題を追求し、それぞれの重要性を確認しあいながら男女共学をすすめていくという観点が重要であるようにならう。ここでは、このような趣旨に基づいて数年も前から共学にとりこんできた岩手の仲間たちの実践に登場してもらつた。この仲間たちの実践を支えているのが職場の教師集団であることはいうまでもないが、同時に、その広範な教育内容研究が「技術教育を語る会」というサークルの仲間たちのなかで十余年前から一貫した共同研究に支えられていることを忘れてはならないだろう（このサークルの研究と実践については、村田泰彦編、技術教育を語る会著『技術科教育の計画と展開』明治図書刊、参照）。

してきた。つまり、技術科では、教える内容といわゆるプロジェクト法という教授方法とが、あいまいな形で一体として規定され、これによって科学を系統的に教授することが拒絶されてきたのである。いわゆるプロジェクト法以外の教授法を認めないということは、科学の系統的教授を否定するだけではなく、こどもたちに作業をさせる（ものをつけらせる）学習自体の重要性をもあいまいにしてしまってから、学習指導要領のとおり（もつといえば検定教科書の記述どおり）の実践をすれば、子どもたちには、ものづくりとか分解整備をしたことがあるという経験だけしか残らないことになってしまふのである。この致命的ともいえる欠陥は、今回の改訂によつても、「学習活動は、実習を中心として、内容に示す事項が有機的な関連をもち、総合的に展開するよう計画することを原則」とすること」という規定が残つたために、すこしも改善されていない。千葉・及川兩氏らの実践は、技術科教育のこのような欠陥の全面的な克服をめざしているという点でも、注目に値するものであろう。

ところで、現場の実践家が、教科の教育を自主的・民主的にすすめようとするばあいに、いつも直面する問題の一つは、検定教科書が役に立たないとすればどうするかという問題である。五八年の学習指導要領では、技術科は製図・機械・電気等々のそれぞれの学習分野（文部省

『中学校指導書・技術・家庭編』一九七〇年、七ページによれば「領域」とことに配当時間数と実習例が指定されていたから、検定教科書が役に立たないという懼みはひとときわ深刻であった。六年の改訂で配当時間数の指定と実習例の指定とがなくなったとはいえ、いわゆるプロジェクト法が強要されていることに変りはないし、しかも文部省の拘束の強い検定教科書が二種しかないという事態のもとでは、役に立つテキストが必要だという自覚はひとときわ強くなつてくる。

いっぽう、從来から自主的・民主的に教育実践をすすめてきた人びとは、それぞれ個人個人で、ばあいによつてはサークルで、貴重な時間を費して教材としてのプリントをつくつて、授業内容を豊かにするための努力を重ねてきた。民間教育研究団体（技術教育の分野では、主として技術教育研究会と産業教育研究連盟）の研究会や教組の教育研究集会に提出され、報告されるプリントは年におびただしい数にのぼっている。実践に裏づけられたこれらの貴重なプリント類は、多くの仲間の宝であるのに、それらを蓄積し、改善することは、いわば参会者の悉意にまかされたのが実情であつた。研究・実践の蓄積を集合成し、普及するといつても、単行本の限られた紙幅のなかでは、きめ細かな内容を伝えるには何としてもものたりない。こうした状況のなかで、産教連の仲間たちが、自主

的な教材の編集にとりくんだのである。そのプロセスは小池氏が詳しく報告しているとおりである。借りものであるかないか、自主的であるかないかは、どう編集するかという方法で決つてくるのではなくて、内容の問題である。たまたま例にあげられた機械学習だが、千葉・及川氏らの実践と小池氏らの実践とのあいだにも、ともに男女共学をうたっているのに異なる点がある。もちろん自主的・民主的な教材は各種各様の科学的で創造的なものが年々豊富に生れてくるのほうが望ましいのだから、そういう一例として紹介していただいたものである。

まことに男女共学をうたっているのには、異なる点がある。もちろん自主的・民主的な教材は各種各様の科学的で創造的なものが年々豊富に生れてくるのほうが望ましいのだから、そういう一例として紹介していただいたものである。

技術科教育で、生徒の重大な災害が頻発するという事態は、この教科の物的・人的な条件を整備することの重要性をいちだんと深刻に自覚させるに至る直接の契機となつた（詳細は、原正敏・佐々木享『技術教育と災害問題』国土社刊、参照）。いまこの問題を詳論する余裕はないが、技術科教育のそなえるべき物的・人的条件についての文部省当局の驚くべき不勉強と怠慢は明らかであった（前掲書参照）。国会での追求をふくむ数年間にわたるたかいの結果、文部省側もと

うとう手押かんな盤や大口径の丸のこ盤を生徒に使用させることの誤りを認めるに至つたが、そのほかの問題についても、技術科発足後十余年になるというのに、依然として何一つ解決していないといつてよい。教育条件整備の問題は、基本的には文部省の責任であるにしても、都道府県あるいは市町村教委の力で解決することのできる問題も多い。したがって、条件整備のたたかいは、文部省にたいしてすすめると同時に（これは具体的には日教組を通してということになるだろう）、地方の教委にたいする要求行動をも強化しなければならないのだが、残念ながら両面ともに、たたかいがたち遅れることを認めないわけにはいかない。ここでは地方自治体にたいして要求を提出して部分的にではあるがその要求を実現した東京の熊谷氏らのたたかいの経験を紹介していただいた。

東京での技術科の条件整備のたたかいについては、若干のことを加えておく必要がある。その第一は、区内の全中学校に、丸のこ盤の安全装置をつけさせ、除塵装置を整備させ、機械設備類の定期点検を区の負担で行なわせることに成功したのは、熊谷氏らの属する葛飾区のほかに足立区が知られているが、この二つの区はいわゆる下町に属し、決して

ある。すなわち、この二つの区で要求が

うとう手押かんな盤や大口径の丸のこ盤を生徒に使用させることの誤りを認めるに至つたが、そのほかの問題についても、技術科発足後十余年になるといつて依然として何一つ解決していないといつてよい。教育条件整備の問題は、基本的には文部省の責任であるにしても、都道府県あるいは市町村教委の力で解決することのできる問題も多い。したがって、条件整備のたたかいは、文部省にたいしてすすめると同時に（これは具体的には日教組を通してということになるだろう）、地方の教委にたいする要求行動をも強化しなければならないのだが、残念ながら両面ともに、たたかいがたち遅れることを認めないわけにはいかない。ここでは地方自治体にたいして要求を提出して部分的にではあるがその要求を実現した東京の熊谷氏らのたたかいの経験を紹介していただいた。

第二に、この二つの区ではともに、たんに技術科教師の要求が結集されていただけでなく（いうまでもなく、これが基礎的な前提となるのだが）、この要求がいしてすすめると同時に（これは具体的には日教組を通してということになるだろう）、地方の教委にたいする要求行動をも強化しなければならないのだが、残念ながら両面ともに、たたかいがたち遅れることを認めないわけにはいかない。ここでは地方自治体にたいして要求を提出して部分的にではあるがその要求を実現した東京の熊谷氏らのたたかいの経験を紹介していただいた。

第三に、二つの区ではともに、要求が豊かだったからではなく、財政は貧しくても（当局者はどこでも、いつでも、「予算がない」との理由で要求を拒否するのだが）要求が正しく提起されるならば、ある程度の要求をからとることが可能であることを示しているのである。

第二に、この二つの区ではともに、たんに技術科教師の要求が結集されていただけでなく（いうまでもなく、これが基礎的な前提となるのだが）、この要求がいしてすすめると同時に（これは具体的には日教組を通してということになるだろう）、地方の教委にたいする要求行動をも強化しなければならないのだが、残念ながら両面ともに、たたかいがたち遅れることを認めないわけにはいかない。ここでは地方自治体にたいして要求を提出して部分的にではあるがその要求を実現した東京の熊谷氏らのたたかいの経験を紹介していただいた。

第四に、熊谷氏らのたたかいに示されたように、要求を実現するためには、相手方を説得するに足るだけの用意、自分たちの科学的・系統的な研究や教員組合のものとして提起されたことに注目したい。技術科教育の問題を技術科教師だけの問題ととらえるのでなく、この教育をうける子どもたちの問題としてとらえることによって、教組という組織の要求にまで結実することができたと考えられる。組織を背景としてこそ要求をかちとることができるという経験には学生べきものが多いように思う。

第三に、二つの区ではともに、要求が豊かだったからではなく、財政は貧しくても（当局者はどこでも、いつでも、「予算がない」との理由で要求を拒否するのだが）要求が正しく提起されるのだが、たいていはこの段階で、予算の区に限らず、多くのばあい、教育上の要求は当然のこととして教委にむけて出されると、たいていはこの段階で、予算のないことを理由にあいまいにされてしまう。二つの区の教組はこの段階で退くことなく、請願という地域住民の正当な権利行使することを通して要求を実現している。任命制教委の無力さと教委公

選制復活の重要さを示すと同時に、正当な権利行使することの重さを教えていくよう思われる。同時に、選挙を通じて自治体の首長に革新的な人を選んだとしても、それがただちに教育条件の改善につながるわけではない（よい条件にならば、ある程度の要求をからとすることが可能であることを示しているのである。）ことにも留意しておきたい。

第四に、熊谷氏らのたたかいに示されたように、要求を実現するためには、相手方を説得するに足るだけの用意、自分たちの科学的・系統的な研究や教員組合のものとして提起されたことに注目したい。技術科教育の問題を技術科教師だけの問題ととらえるのでなく、この教育をうける子どもたちの問題としてとらえることによって、教組という組織の要求にまで結実することができたと考えられる。組織を背景としてこそ要求をかちとができるという経験には学生べきものが多いように思う。

第三に、二つの区ではともに、要求が豊かだったからではなく、財政は貧しくても（当局者はどこでも、いつでも、「予算がない」との理由で要求を拒否するのだが）要求が正しく提起されるのだが、たいていはこの段階で、予算の区に限らず、多くのばあい、教育上の要求は当然のこととして教委にむけて出されると、たいていはこの段階で、予算のないことを理由にあいまいにされてしまう。二つの区の教組はこの段階で退くことなく、請願という地域住民の正当な権利行使することを通して要求を実現している。任命制教委の無力さと教委公